

大阪市危機管理指針

大 阪 市

目 次

第 1 総 則

1 目 的	1
2 指針の策定方針	1
3 危機事態の定義	1
4 責 務	1
5 危機管理対応マニュアルの作成、提出	2

第 2 危機管理体制

1 情報収集体制の強化	2
2 大阪市危機事態連絡調整会議の設置	2
3 所管局等による対策本部等の設置	3
4 大阪市危機事態対策本部の設置	3
5 危機管理担当課長会等	3

第 3 事前対策

1 危機事態の抽出、整理	4
2 職員研修、訓練の実施	4
3 資機材等の整備	4
4 関係機関等との連携	4

第 4 応急対策

1 情報の収集、伝達、整理、分析等	4
2 被害者への対応	4
3 被害の拡大防止	5
4 市民への情報提供	5

第 5 事後対策

1 復旧・復興の推進	5
2 再発防止	5
3 危機管理対応マニュアルの見直し	5

別表 1 想定危機事態及び主な対応局等	6
別表 2 危機管理対応マニュアル構成例	7
別 図 危機事態発生時対応フロー図	8

第1 総 則

1 目 的

本指針は、本市域及びその周辺において本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、本市各局、室、区（以下「各局等」という。）及び関係機関等が相互に連携協力し、総合的、計画的かつ効果的に対処し、市民の生命、身体又は財産に及ぼす被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

2 指針の策定方針

- (1) 組織体制の充実を図り、危機事態に対処するための即応力を強化する。
- (2) 各局等の責務及び事前対策・応急対策・事後対策の基本を明確にする。
- (3) 事前対策・応急対策・事後対策の具体的な内容については、各局等が作成する「危機管理対応マニュアル」において定める。

3 危機事態の定義

危機事態とは、災害又は大規模な事故若しくは事件により、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

想定される危機事態及び主な対応局等は、別表1のとおりとする。

なお、次に掲げる計画及び法律で想定している災害等に対しては、当該計画及び法律に基づき対処する。

- ・「大阪市地域防災計画」で想定している災害
- ・「大阪府石油コンビナート等防災計画」で想定している災害
- ・「大阪市国民保護計画」で想定している事態

4 責 務

(1) 各局等

各局等は、所管が明確な危機事態が発生した場合、危機管理対応マニュアルに基づき、危機管理室、関係局等及び関係機関等と連携して当該事態に対処する。

(2) 危機管理室

所管が明確であっても大規模で社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な危機事態が発生した場合は、危機管理室が総合調整を行い、関係局等と連携して当該事態に対処する。

また、所管が不明確な場合などにあっては、危機管理室は所管にかかる局等の調整等を行い、所管局等の対応について支援、協力する。

5 危機管理対応マニュアルの作成、提出

各局等は、所管する危機事態に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、本指針に基づき「危機管理対応マニュアル」を作成し、危機管理室に提出する。

当該マニュアルの作成にあたっては、市民の人権の尊重やプライバシーの保護などに十分配慮するとともに、更なる調査・研究の成果、社会環境の変化、技術の向上等に応じて絶えず見直しを行い、実情に即したものとする。

また、連絡体制等については定期的に見直しを行い、危機事態発生時において齟齬を生じないようにする。

マニュアル作成にあたっては、必要に応じて別表2「危機管理対応マニュアル構成例」を参考とし、危機管理室及び関係局等と十分に協議・調整のうえ作成する。

第2 危機管理体制

危機管理体制は、危機事態の規模や被害状況等に応じて、概ね (1)情報収集体制の強化 (2)大阪市危機事態連絡調整会議の設置 (3)所管局等による対策本部等の設置 (4)大阪市危機事態対策本部の設置 と段階的なものを基本とする。(別図「危機事態発生時対応フロー図」参照。)

ただし、被害状況等によっては、上記の段階を経ずに体制を移行する場合があることに留意する。

1 情報収集体制の強化

危機事態が発生した場合、各局等は、情報収集体制を強化し、国や関係機関等と密接な連携を図り情報収集を行うとともに、収集された情報については、危機管理室及び関係局等と積極的に共有を図る。

情報収集活動については、被害の状況等が不明確な初期段階においても、あらゆる方策を用いて速やかに実施し、その後の状況の変化や推移に応じた的確な危機管理体制の構築に資するものとする。

2 大阪市危機事態連絡調整会議の設置

危機管理監は、危機事態が発生した場合、収集された情報に基づき速やかに大阪市危機事態連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を危機管理室に設置する。

連絡調整会議は、危機管理監及び関係局等の局部長等で構成され、収集された情報を分析・検討し、当該危機事態への対処方針等を決定する。

なお、所管局等が不明確な場合、又は複数の局等が関係し主たる所管局等が明確でない場合については、危機管理監が事務分掌や過去の経過などを総合的に勘案して、所管局等又は主たる所管局等を指定する。

危機管理監は、決定した方針等について速やかに市長、副市長に報告する。

3 所管局等による対策本部等の設置

危機事態が発生した場合で全庁的な対応に至らないときは、所管局等（主たる所管局等を含む）による対策本部等（以下「局本部等」という。）の設置などにより対処する。

局本部等の組織、運用については、当該所管局等の局長等が危機管理監と協議して定める。

関係局等にあっては、情報収集の強化体制を継続し、当該事態の状況及び推移の把握に努める。

4 大阪市危機事態対策本部の設置

(1) 設置基準

- ・大規模で社会的影響が大きい危機事態が発生し、全庁的にその対策を要すると認められるとき。
- ・その他市長が必要と認めたとき。

(2) 設置者及び設置場所

市長は、大阪市危機事態対策本部（以下「市危機事態本部」という。）を政策企画室特別会議室に設置する。

ただし、被害状況等により危機管理監室に設置することができる。

(3) 市本部長等の職務

ア 市本部長（市長）

市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

市本部長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する副市長がその職務を代理する。当該副市長が参集できないときは、副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項に掲げる順序により、その職務を代理する。すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監がその職務を代理する。

イ 市副本部長（副市長）

市本部長を補佐する。

ウ 市危機管理監（危機管理監）

市本部長の命を受け、市本部の事務を掌理し、市本部の職員を指揮監督する。

エ 市本部員

以下に掲げる所属長等のうちから、危機管理監が危機事態の態様や状況等を総合的に勘案して本部員として指名する。

- ・大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長
- ・大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長
- ・会計室長、消防局長、水道局長、教育長、市会事務局長、行政委員会事務局長、中央卸売市場長
- ・24の区長

市本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時の本部員の権限を行使できる

- 「代行者」をあらかじめ各所属において定め危機管理室に報告する。
- 力 事務局
市本部が設置された場合、事務局は危機管理室とする。
- 5 危機管理担当課長会等
危機管理室及び各局等は、必要に応じて危機管理担当課長会、各区総務担当課長会等を活用し、全庁的に危機管理に関する情報を共有し、危機事態への的確な対応を図る。

第3 事前対策

- 1 危機事態の抽出、整理
各局等は、危機事態や危機事態発生時に想定される個別事態についてあらかじめ抽出、整理を行い、被害の未然防止と軽減に努めるとともに、危機事態発生時の円滑な応急対策の実施に備える。
- 2 職員研修、訓練の実施
各局等は、職員一人ひとりの危機意識の向上を図るために、想定される危機事態に応じた研修、訓練を計画的に実施する。
- 3 資機材等の整備
各局等は、所管する危機事態発生時の応急対策に必要な資機材等を整備する。また、保管することに支障のある資機材等については、危機事態発生時に円滑に調達できる体制等をあらかじめ整備しておく。
- 4 関係機関等との連携
各局等は、危機事態発生時の応急対策が円滑に実施できるよう、危機事態発生時における活動や連絡等に関して、大阪府警察、消防機関、医療機関など関係する機関等と日頃から連携を密にする。

第4 応急対策

- 1 情報の収集、伝達、整理、分析等
各局等は、危機事態が発生した場合、状況に応じて、大阪府警察、消防機関、医療機関など関係する機関等と密接に連携するほか、あらゆる方策を講じて情報収集活動を実施する。
収集した情報は、伝達系統に基づき速やかに危機管理室をはじめ関係局等、関係機関等に伝達し、情報の共有化を図る。また、収集した情報については、情報内容、情報源別等に整理するとともに、的確な分析を行い、その後の対応方針の決定などに活用する。
- 2 被害者への対応
危機事態発生直後において各局等は、関係局等、関係機関等との連携の

もと市民の生命、身体を守ることを最優先に諸活動を実施する。

その際、二次災害の発生に留意し、安全を確保した上で、迅速、確実に被害者の救出・救助活動を実施するとともに、負傷者等に対して必要な措置を行う。

3 被害の拡大防止

各局等は、被害の拡大防止のため、事故等の発生場所周辺の安全を確保する必要が生じた場合、速やかな立入制限、進入禁止、周辺住民の避難誘導など必要な措置を実施するとともに、関係機関等に対しても必要な措置を要請する。また、拡大防止措置が明確な場合は、周辺住民や関係機関等に速やかにその対処方法等を周知する。

4 市民への情報提供

各局等は、危機事態発生時の混乱を防止し、市民の安全、安心を確保するため、次の項目を中心に、市民に対して情報提供を実施する。

また、必要に応じて、市民から寄せられる問い合わせや要望に対する窓口等を設置するなど適切に対応する。

- (1) 危機事態の発生状況
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 住民がとるべき対応方法等
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 高齢者等要援護者への支援の呼びかけ
- (6) 生活関連情報
- (7) 危機事態収束に伴う、対策本部の縮小、解散

第5 事後対策

1 復旧・復興の推進

各局等は、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して、円滑な復旧・復興の推進を図る。

2 再発防止

各局等は、危機事態の発生原因を究明し、実施した事前対策、応急対策の内容について検証し、課題を整理した上で、再発防止策を検討する。

3 危機管理対応マニュアルの見直し

各局等は、前項の検証・検討結果に基づき、社会事情や個別事態に即した危機管理対応マニュアルの見直しを行う。

想定危機事態及び主な対応局等

想定される危機事態	主な対応局等
市長などへの危害	政策企画室
本庁舎での事件・事故	総務局
食中毒における事件・事故	
感染症における事件・事故	
危険動物における事件・事故	健康局
食・飲料水等にかかる健康被害	
毒物・劇物による事件・事故	
児童福祉施設等（保育所など）における事件・事故	
幼児に対する危害	こども青少年局
スポーツ施設での事件・事故	経済戦略局
市場での事故	中央卸売市場
大気、土壤汚染など著しい環境汚染	環境局
市営住宅等における事件・事故	都市整備局
下水道での事故	
市管理道路・河川施設にかかる事故	建設局
公園・動物園での事件・事故	
大阪港における災害等	
大阪港咲洲トンネルおよび、夢咲トンネルにおける事故	大阪港湾局
消防活動をする危機事態全般	消防局
地下鉄・ニュートラム・大阪シティバスにおける危機事態	都市交通局
水質事故（水源水質異変、浄水場内における水質異変、給水水質異変）	
導送配水管事故	
異常渴水	水道局
広域停電による配水ポンプ等運転停止	
児童・生徒に対する危害	
学校園における事件・事故	教育委員会事務局
市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある犯罪	市民局
市所管施設における事件・事故	
各種システムの障害等	当該所管局等
イベント開催時における事件・事故	
その他の危機事態	危機管理室

危機管理マニュアル構成例

大項目	中項目	小項目	主な内容
第1 総則			
	1 目的		マニュアル作成の目的
	2 定義	(1)用語の定義	
		(2)対象とする危機事態	
	3 責務		対応方針、各局等・各部課の役割分担、留意事項など
第2 事前対策			
1 危機管理体制の整備		(1)情報収集体制の整備	担当の設置、任務分担、収集項目など
		(2)組織の整備	所管局等による対策会議・対策本部等の設置、所掌事務、構成員など
		(3)動員体制の整備	動員計画、基準など
		(4)緊急連絡網の整備	局内・関係局等・関係機関等の連絡先及び連絡ルートなど
2 職員研修、訓練の実施		(1)職員研修の実施	職員の危機意識の向上、研修内容など
		(2)訓練の実施	実施方法、実施内容など
3 資機材等の整備		(1)応急資機材等の整備	品目、数量、保管場所など
		(2)協定等による調達体制の整備	品目、数量、調達先など
		(3)医薬品等の備蓄	品目、数量など
		(4)操作方法、取扱	
4 関係機関等との連携			連携すべき関係機関等、連携内容(日常、危機事態発生時)など
5 予防対策		(1)市民への啓発	啓発方法、啓発内容など
		(2)警戒活動等の実施	日常における施設等の巡回警戒の実施要領、計画など
第3 応急対策			
1 情報の収集、伝達、整理、分析等			情報収集体制の強化、通報・連絡事項、通信手段、情報の整理・分析方法など
		(1)大阪市危機事態連絡調整会議の設置	危機管理室との連携、会議の構成員、検討・調整事項など
		(2)所管局等による対策本部等の設置	対策本部等の設置・廃止の手順及び基準、各局等への要請要領など
		(3)大阪市危機事態対策本部の設置	設置基準、関係局等及びその分掌事務、区対策本部の設置(基準、組織等)など

3 被害者への対応	(1)活動要領	
	(2)留意事項	
4 被害の拡大防止	(1)活動要領	
	(2)留意事項	
5 市民への情報提供	(3)二次被害の防止	立入制限・禁止区域の設定要領、応急措置、監視体制など
	(4)避難誘導	避難誘導要領、避難場所の設置・運営要領、応援要請等の関係機関等との連携、安全確保等に係る留意事項など
6 現地連絡調整所の設置	(1)提供する情報	危機事態の発生状況、被害状況、避難状況、二次災害の危険性、住民がとるべき対応方法、本市の対応状況、応急対策の実施状況、高齢者等要援護者への支援の呼びかけ、生活関連情報など
	(2)提供方法	広報媒体、相談窓口・問い合わせ電話の設置など
	(3)報道機関への情報提供	提供内容・時期等について危機管理室・報道課との調整など

第4 事後対策

1 復旧・復興の推進		生活再建と施設等の復旧、市民生活の安全性の確認など
2 被害者へのフォロー		健康相談・健康調査の実施、相談窓口等の設置など
3 再発防止		危機事態発生原因の究明、課題の整理、再発防止策の検討・実施など
4 マニュアルの見直し		課題の抽出、検証・検討結果に基づく見直しなど

危機事態発生時対応フロー図

